

## まつやまワークワク部入部規約

本書面は、まつやまワークワク部（以下、「本部活動」とします）の参加者（以下、「部員」とします）自身の働き方改革を推進する目的（以下「本目的」とします）で、まつやま働き方改革推進会議・協働企業分科会（以下「管理者」とします）が提供する知識、ノウハウ、部員が提供するノウハウ共有および教育啓蒙をするコミュニティである、本部活動の参加条件を定めたものとなります。

部員は、入部届を提出することにより、本部活動入部条件（以下、本条件といいます）について同意したものとみなされます。なお、本部活動における管理者と部員間のやり取りは、管理者または第三者のサービス(以下「第三者サービス」とします)を利用して行います。第三者サービスまたは回線の都合等で、当該第三者サービスが利用できなくなった場合、管理者は一切責任を負いません。

### 【入部条件】

#### 第 1 条（入部手続）

1. 本部活動は、愛媛県内の会社もしくは、愛媛県在住の個人を対象とします。
2. 本部活動に参加を希望するものは、以下の手続を行うものとします。
  - ① 必要事項を記載した入部届の提出
  - ② 年会費（申し込みから当該年度の 3 月 31 日までとします）の支払い  
※但し、2019 年 3 月 31 日までに入部した場合に限り、翌年度（2020 年 3 月 31 日）まで適用いたします。
  - ③ 部員数に応じた第三者サービスへのユーザー登録（無料）
  - ④ その他、管理者が個別に指示した手続
3. 本部活動に参加する部員は、年会費として、部員 1 名につき 1 万円（税込）を管理者に支払うものとします。但し、10 月以降に入部した場合は、年会費として、部員 1 名につき 5,000 円（税込）を管理者に支払うものとします。
4. 部員が契約期間の途中で本部活動を退部した場合は、年会費の返却・減額は一切認められないものとします。
5. 部員は、登録した事項に変更が生じた場合には、速やかに管理者に通知し、登録情報を変更するものとします。
6. 部員は、退部を希望する場合には、速やかに管理者に通知し、管理者は退部の手続を行うものとします。原則休部はありません。

#### 第 2 条（部員に関する個人情報の利用）

1. 管理者は、原則として、部員が登録した情報のうち、個人情報保護法における個人情報にあたる情報について、部員の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。なお、法令に基づく場合はこの限りではありません。当該個人情報については、本部活動を運営管理するため、ならびに本部活

動に関する情報を部員にお知らせする目的に利用いたします。

2. 管理者は、本部活動の運営を第三者に委託する場合があります。その場合、委託先に対し、部員の同意を得ることなく、個人情報を開示することがありますが、管理者は委託先について責任を持って管理いたします。

### 第 3 条（秘密保持）

1. 部員は、本部活動に参加したことで知り得た管理者および他の部員の営業上、技術上、組織上、その他一切の情報（個人に関する情報を含む）に関し、口頭、通信若しくは視覚的に秘密である旨明示された情報、文書又は物等（以下、「秘密情報」という。）については秘密を保持しなければならず、第三者に対して一切開示・漏洩してはなりません。また、本目的外に秘密情報を使用することはできません。
2. 部員は、秘密情報を、必要な者のみが使用するものとし、秘密情報を知得した自己の役員または使用人（秘密情報を知得後、退職した者も含む）に対し、前項に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとします。

### 第 4 条（著作権）

1. 本部活動において、管理者または部員が提供した資料、ノウハウ、その他の情報等（以下、「提供情報」といいます。）に関する知的財産権は、その提供情報の提供者に帰属します。但し、管理者および各部員は、本目的の範囲を超えない限りにおいて、自社においてのみ提供情報を利用（複製・頒布・送信・譲渡・貸与・翻訳・翻案等）することができるものとします。
2. 本部活動においてカスタマイズ等された各提供情報の二次的創作物に関する知的財産権については、本部活動に帰属するものとします。但し、管理者および各部員は、本目的の範囲を超えない限りにおいて、自社において当該二次的創作物を利用（複製・頒布・送信・譲渡・貸与・翻訳・翻案等）することができるものとします。また、提供情報の提供者は、当該二次的創作物について無償で非独占的に利用（複製・頒布・送信・譲渡・貸与・翻訳・翻案・再使用許諾（サブライセンス））する権利を有するものとします。
3. 前二項の場合において、各権利者は、本目的の範囲における他の部員による提供情報の利用に対して、著作権者人格権を行使しないものとします。
4. 前三項の定めに関わらず、各部員が、他の部員の提供情報または第二項に定める二次的創作物について、本目的以外での使用を希望する場合には、事前に管理者にその旨申請をして、管理者および提供者から承諾を得るものとします。

### 第 5 条（禁止事項）

1. 部員は、本部活動において、以下に該当する行為および情報・コンテンツの投稿ならびにその恐れがある行為をすることはできません。部員が以下に該当する行為を行った場合、管理者は事前の催告なく当該部員の資格を取り消し、本部活動から退部させることができるものとします。

- (1) 登録申込みの際の記入事項に不実虚偽の記載または記入漏れ。
  - (2) 本部活動の提供する情報を本目的以外での使用。
  - (3) 本条件の内容の1つ以上に違反する行為。
  - (4) 管理者または第三者サービス提供者の業務遂行および回線等に支障を及ぼした場合またはそのおそれのある行為
  - (5) 公序良俗に反する行為（反社会的活動およびその宣伝活動）
  - (6) 他の部員または第三者の財産・信用・名誉等を毀損する場合および、プライバシーを侵害する行為
  - (7) 法令に反する行為
  - (8) 本部活動の運営を妨げ、または、管理者の信用を毀損する行為
  - (9) 部員の資格を他人へ譲渡・貸与すること、使用許諾することおよび担保設定等
  - (10) その他、管理者が不相当と判断する行為
2. 部員は、部員、部員の属する会社・組織等およびその代表者が反社会的勢力でないことならびに反社会的勢力と不適切な関係を有していないことを表明し、保証するものとします。
  3. 提供情報が第1項第2項に該当するおそれがある場合、管理者は、提供した部員の承諾を得ることなく当該提供情報の一部または全部を削除することができ、かつ、それに対して管理者は一切の法的な責任を負わないことを部員は同意するものとします。提供情報については、登録した部員の自己責任において掲載してください。

## 第6条（免責事項）

管理者は、本部活動の運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

### (1) 提供情報に対する責任：

管理者は、部員からの提供情報に対する回答、本部活動の利用方法についての情報、その他管理者が提供する情報について細心の注意を払っておりますが、その完全性、正確性、有用性を保証するものではありません。部員は、自己の責任と判断において提供情報を利用するものとします。

### (2) 本部活動への参加は部員の責任：

本部活動により、部員および第三者に損害等が発生したとしても、管理者および第三者サービスの提供者は一切責任を負いません。部活動への参加および情報の掲載その他の利用についても部員ご自身の責任で行っていただきます。

## 第7条（管理者に対する賠償）

本部活動に送信（発信）したコンテンツ、部員によるコミュニティの利用、部員の本条件違反もしくは部員による第三者の権利侵害に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求については、部員の費用と責任で解決するものとします。また、当該クレームや請求への対応に関連して管理者に費用が発生した場合または損害賠償金等の支払いを行った場合については、部員は当該費用および損害

賠償金等（管理者が支払った弁護士費用を含みます）を負担するものとします。

#### 第 8 条（コミュニティの変更・廃止）

1. 管理者は、本部活動の内容を、部員に事前に通知したうえで変更することがありますが、部員はそれに同意するものとし、変更により部員に不利益または損害が発生したとしても、管理者は一切その責を負わないものとします。
2. 管理者は本部活動を、予告期間をおいて停止または廃止することができます。停止または廃止は、本部活動で告知するものとし、管理者が、この手続を行った後に本部活動を停止または廃止した場合には、管理者は部員に対して一切の損害賠償その他の責を負わないものとします。

#### 第 9 条（信義誠実条項）

本入部条件に定めのない事項または本入部条件の解釈について疑義が生じた場合、部員及び管理者は、相互に誠実に協議解決するものとします。

以上

■本規約は、平成 29 年 12 月 1 日より施行するものとします。

■平成 30 年 3 月 15 日改訂：第 1 条 1 項（入部対象を松山市内から愛媛県内）

■令和元年 9 月 17 日改訂：第 1 条 3 項（10 月以降に入部した場合の部費）